

創業支援空き店舗等

活用事業補助金

市内の空き店舗、空き事業所、空き家を活用して事業を開始する個人または法人に対し、改修等に係る経費の一部を補助します。

対象要件

- 【物件】 1 か月以上使用されていない、空き店舗、空き事業所、空き家
- ・店舗兼用住宅の場合、店舗部分・住居部分が独立していること
 - ・店舗専用の独立した出入口を有すること
 - ・賃貸借契約または売買契約によること



【対象事業】 小売業、サービス業（宿泊、飲食業含む）、情報通信業など

※風俗営業法第2条に定める営業や、政治活動・宗教活動等は除きます。

1. 2年以上継続して営業することが見込まれること
2. 営業期間・時間が通年および週4日以上、1日5時間以上であること
3. 市区町村税に滞納がないこと
4. 補助金の交付申請前に営業または改修等をしていないこと
5. 市内ですでに営業している店舗から移転することにより、移転前の店舗が空き店舗とならないこと
6. 市内に事業所を有する加工業者に改修等を請け負わせること
7. 令和8年3月31日までに改修等に要する経費の支払いが完了し、かつ営業を開始すること

補助金額

市外からの転入など 上限 **300 万円**

店舗床面積
200㎡以上

市外からの転入など 上限 **150 万円**

店舗床面積
200㎡未満

市内の方の創業など 上限 **50 万円**

※補助対象経費の2分の1（商店街地区に限り3分の2）もしくは上限額のいずれか低いほうを対象とします。

ホームページ
はこちら



注意事項

- ・改修工事を行う前に、申請が必要となります。補助金交付決定通知前に着手した場合は対象となりませんので、ご注意ください。
- ・営業にあたり、許認可等が必要な場合はその許認可等を取得してください。
- ・消防設備の設置については、事前に十和田消防署予防課へご相談ください。（電話 0176-25-4113）
- ・建物の用途変更手続きの有無については、事前に上北地域県民局建築指導課へご相談ください。（電話 0176-22-8111）
- ・補助金の交付は、先着順で予算の範囲内とさせていただきます。

【申請先・お問い合わせ】
十和田市農林商工部
商工観光課商工労政係
〒034-8615
十和田市西十二番町6番1号
電話：0176-51-6773
FAX：0176-22-9799

※交付要綱もあわせてご確認ください。交付要綱や提出書類はホームページに掲載しています。